

島交企乙第1226号
令和5年3月27日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する解釈及び留意事項
について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の一部の施行に当たり、その趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和5年3月27日付け島交企乙第1225号ほか）をもって通達したところであるが、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する解釈及び留意事項は別添のとおりであるので、その取扱いについて遺漏のないようにされたい。

別添 〔略〕

別紙 〔略〕